

第4章

障害福祉計画及び障害児福祉計画の 実施計画

第1節 平成32年度の数値目標

国の基本指針に基づき、以下の1から5の項目について数値目標を定めます。

1. 施設入所から地域生活への移行

施設入所から地域生活への移行については、国の基本指針に基づき第4期での方針を踏襲することにより数値目標を次のように設定し、グループホームの充実や、自立訓練事業、新たに創設される自立生活援助等の推進により、地域生活への移行を進めます。

(1) 入所施設の入所者の地域生活への移行

<p><国の基本指針> 平成28年度末時点の施設入所者の9%以上が地域生活へ移行することを目指す。</p>	
<p><県の目標値> 本県の福祉施設の入所者は全国平均に比べ重度者の比率が高いこと、及び第3～4期の実績から急激な地域移行は見込めないことを勘案して約3%に設定する。</p>	

区 分	数 値	備 考
平成28年度末入所者数(A)	76人	実績
【目標値】地域生活移行者数(B)	3人	
移行率 (B/A)×100	3.9%	県の目標値：約3%

(2) 入所施設の入所者数

<p><国の基本指針> 平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から、2%以上の削減を目指す。</p>	
<p><県の目標値> 最低定員の入所施設を除いて定員削減が可能な数として、約1.5%に設定する。</p>	

区 分	数 値	備 考
平成28年度末入所者数(A)	76人	実績
【目標値】削減見込(B)	2人	
削減率 (B/A)×100	2.6%	県の目標値：約1.5%

2. 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労への移行について、国の基本指針に基づき、数値目標を設定しました。

今後も、就労の場の掘り起こしや関係機関のネットワークを強化充実することにより、就労移行支援事業等を推進し、障がい者の福祉施設から一般就労への移行を進めます。また、新たに創設された就労定着支援事業を促進し、安定した就労を推進します。

(1) 福祉施設から一般就労への移行

＜国の基本指針＞

平成32年度末において福祉施設から一般就労へ移行した者が、平成28年度実績の1.5倍になることを目指す。＜県の目標値も同値＞

区 分	数 値	備 考
平成28年度末に福祉施設から一般就労へ移行した者（A）	4人	実績
平成32年度末に福祉施設から一般就労へ移行した者（B）	6人	見込
【目標値】 平成32年度末／平成28年度末 （B／A）×100	150%	県の目標値：150%

(2) 就労移行支援の利用者数

＜国の基本指針＞

平成32年度末において就労移行支援事業の利用者が、平成28年度末の利用者から2割以上増加することを目指す。＜県の目標値も同値＞

区 分	数 値	備 考
平成28年度末の就労移行支援事業の利用者数（A）	16人	実績
平成32年度末の就労移行支援事業の利用者数（B）	20人	見込
【目標値】 平成32年度末／平成28年度末 （B／A）×100	125%	県の目標値：120%

(3) 就労継続支援事業の利用者の割合

＜国の基本指針＞

平成32年度末において就労移行支援事業の利用者のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを旨とする。＜県の目標値も同値＞

区 分	数 値	備 考
平成28年度末、利用者の就労移行率が3割以上の事業所（ア）	0箇所	実績
平成28年度末の就労移行支援事業所の総数（イ）	2箇所	実績
$(ア/イ) \times 100$	0%	実績
平成32年度末、利用者の就労移行率が3割以上の事業所（A）	1箇所	見込
平成32年度末の就労移行支援事業所の総数（B）	2箇所	見込
【目標値】 $(A/B) \times 100$	50%	県の目標値：50%以上

(4) 一般就労の定着率

＜国の基本指針＞

就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることを旨とする。＜県の目標値も同値＞

区 分	30年度	31年度	32年度	備 考
就労定着支援事業の利用者数		4人	5人	見込
就労定着支援事業の開始した時点から1年後の職場定着者数		3人	4人	見込
就労定着支援事業の開始した時点から1年後の職場定着率		75%	80%	県の目標値：80%以上

3. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における長期入院患者*の地域生活への移行を進めるにあたっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的な社会の実現に向けた取組の推進が必要となります。

第5期では、国の基本指針に基づき、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置について、数値目標を設定しました。

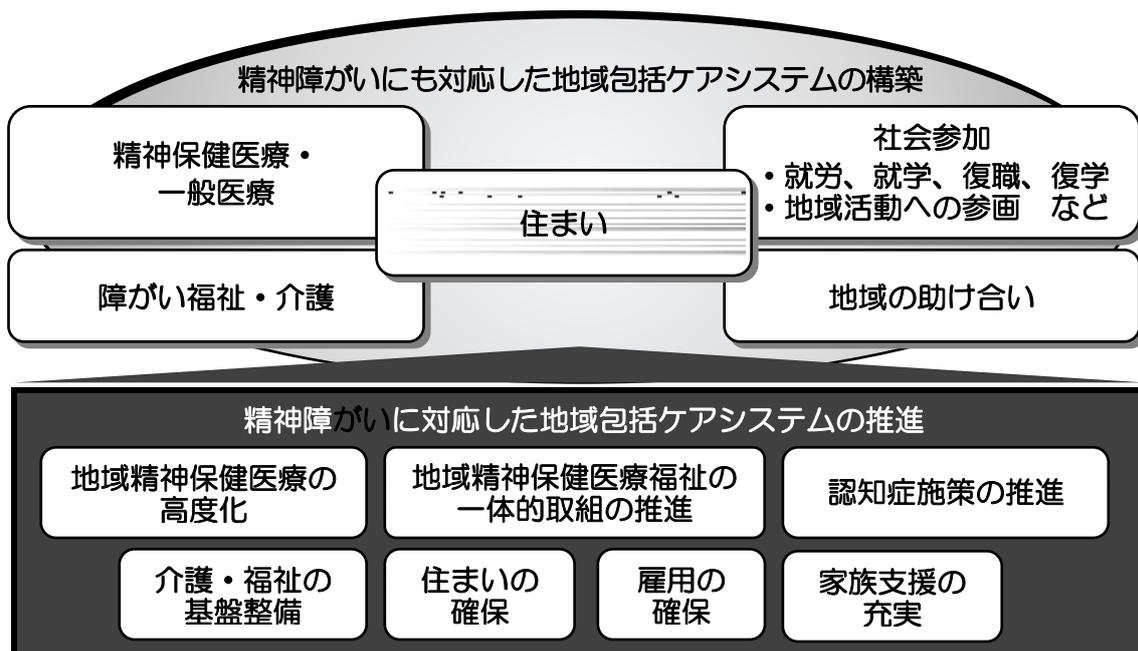
(1) 市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況

<国の基本指針>
平成32年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを目指す。

区分	30年度	31年度	32年度	備考
協議の場の設置	検討	検討	設置	芳賀地区自立支援協議会*を活用し圏域単位で予定

<精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム>

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムとは、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神保健医療・一般医療、障がい福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合いが包括的に確保されたシステムのことをいいます。



出典：厚生労働省

4. 地域生活支援拠点^{*}等の整備

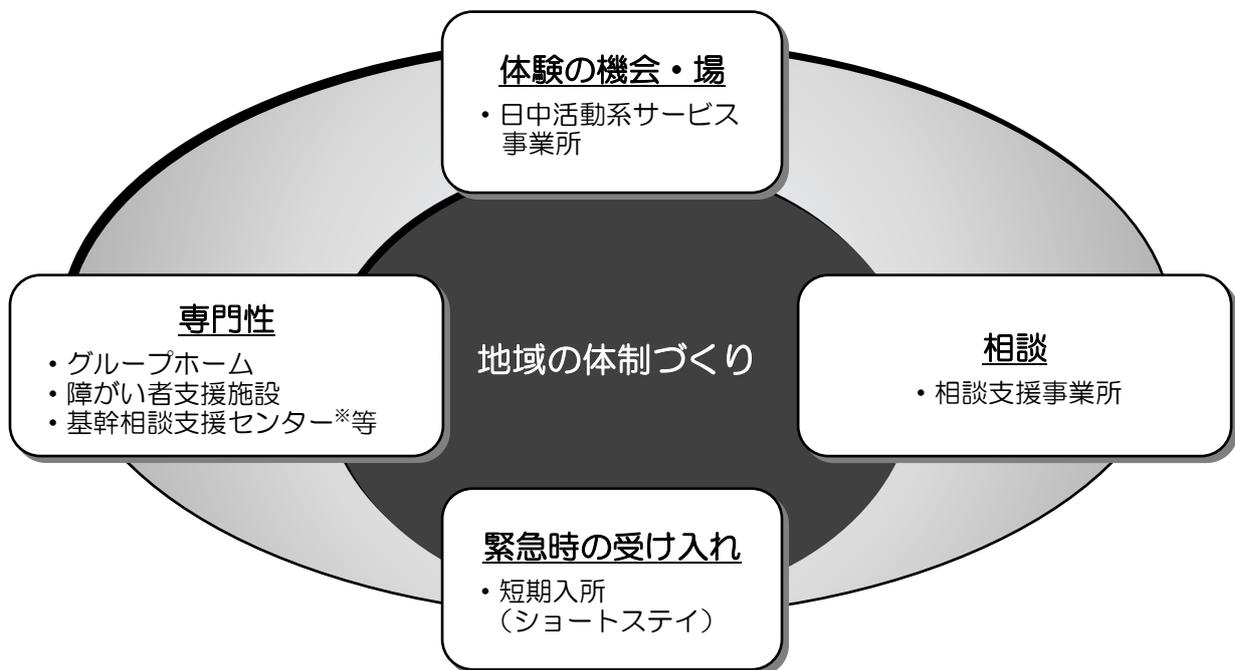
障がい者の重度化・高度化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を地域の実情に応じて整備し、障がい者の生活を地域で支えるサービス提供体制を整備する必要があります。

＜国の基本指針＞

平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備することを目指す。

地域生活支援拠点等の整備については、「平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備する」という第4期計画における国の基本指針に基づき、本市では、平成29年度末に、複数の機関が分担して居住支援機能を担う体制（面的整備型）により整備しました。第5期計画においても一層の充実を図ります。

＜地域生活支援拠点等の整備 面的整備型＞



出典：厚生労働省

5. 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児のライフステージに沿って地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制整備が重要となります。

第5期では、国の基本指針に基づき、数値目標を次のように設定し、障がい児支援の提供体制を確保するための取組を推進します。

(1) 児童発達支援センター*の設置及び保育所等訪問支援の充実

＜国の基本指針＞

平成32年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを目指す。また、平成32年度末までに全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを目指す。

区 分	30年度	31年度	32年度	備 考
児童発達支援センターの設置	0箇所	0箇所	1箇所	
保育所等訪問支援の利用体制の構築	検討	検討	構築	

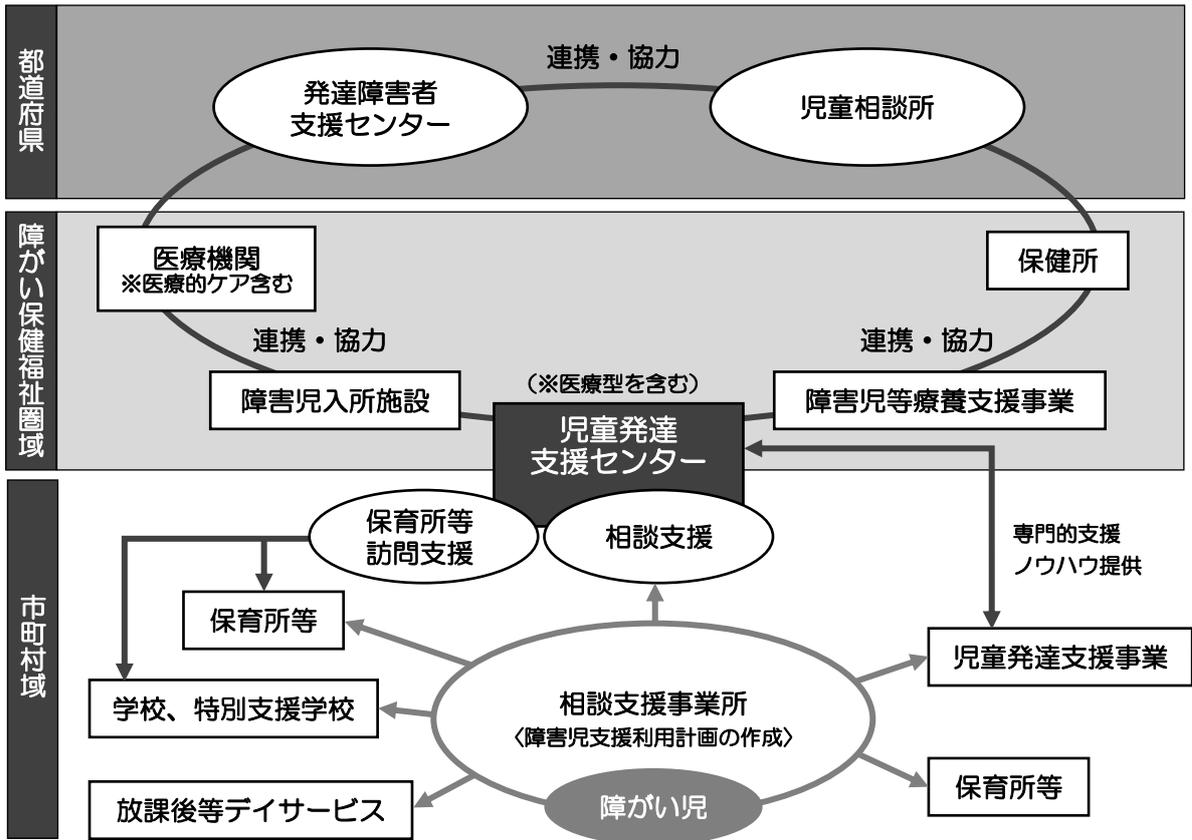
(2) 重症心身障がい児*を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

＜国の基本指針＞

平成32年度末までに、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを目指す。

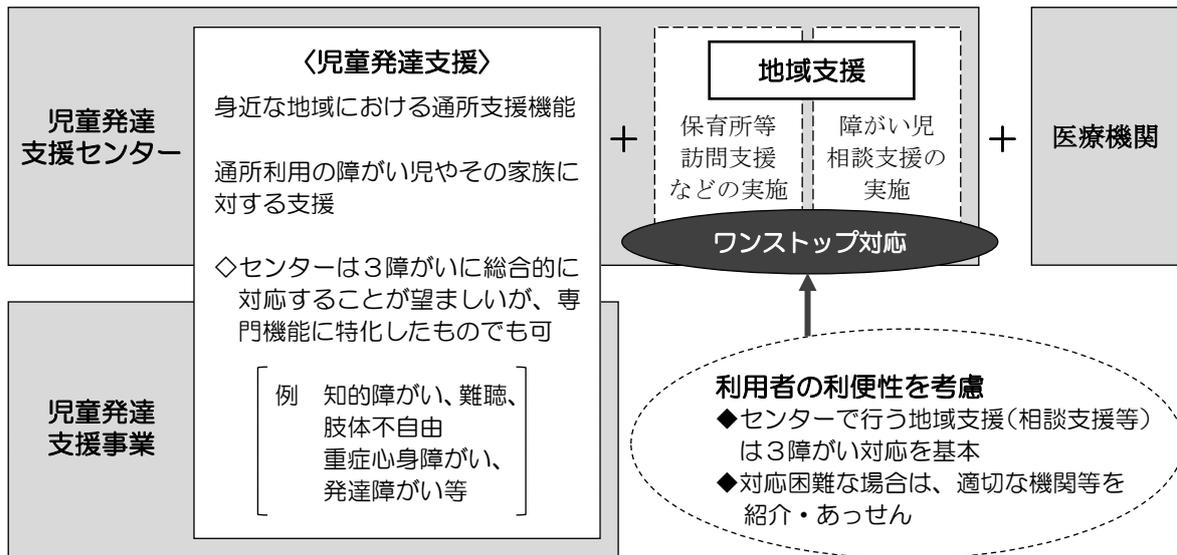
区 分	30年度	31年度	32年度	備 考
児童発達支援事業所	1箇所	1箇所	1箇所	
放課後等デイサービス事業所	1箇所	1箇所	1箇所	

＜地域における児童発達支援センターを中心とした支援体制＞



出典：厚生労働省

＜児童発達支援センターと児童発達支援事業の違い＞



出典：厚生労働省

(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

＜国の基本指針＞

平成30年度末までに、医療的ケア児が適切な支援が受けられるよう、各都道府県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置することを目指す。

区 分	30 年度	31 年度	32 年度	備 考
協議の場の設置	設置	設置	設置	県の関与のもと、圏域単位で設置予定

第2節 障害福祉サービス等の見込量と今後の方策

第3章、第2節で示した障害福祉サービス等の体系（44ページ）に基づき、障害福祉サービス等の見込量と今後の方策を定めます。

1. 訪問系サービス

（1）訪問系サービス

訪問系サービスは、施設入所者の地域生活への移行を推進するうえでも、必要不可欠なサービスです。

利用実績をみると、利用者数、利用量ともに増加傾向であるため、見込量につきましては過去の利用実績からの伸び率に基づき数値目標を定めています。

サービス見込量の増加に伴い、サービス提供基盤の整備が求められます。また、こうした量的拡大とともに、質的な向上にも取り組んでいく必要があります。障がい者が利用しやすい状況を整えるため、利用ニーズの的確な把握と、事業者との継続的な協議や指導・助言等に努めます。

① 居宅介護（ホームヘルプ）

住み慣れた地域で障がい者等が安心して生活できるよう、障がい者一人ひとりに適切な身体介護や家事援助等のホームヘルプサービスを提供することで、障がい者の地域での自立した生活を支援します。

今後の方策としては、安定したサービスが提供されるようになってきましたが、今後も、安定したサービス提供体制の確保が必要です。

訪問系サービスの中では最もニーズの多いサービスであるため、サービスを提供できる事業所の確保に努めるとともに、より質の高いサービスを提供するよう働きかけていきます。

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする障がい者等に対して、居宅における入浴、排せつ、食事の介護などに加え、外出時における移動中の介護を総合的に行うサービスを提供することで、障がい者等の地域での生活を支援します。（平成26年4月から、「行動上著しい困難を有する知的・精神障がい者」も対象となりました。）

今後の方策としては、平成26年4月1日の法改正により、対象がこれまでの重度の肢体不自由のある人に加えて、重度の知的障がいまたは精神障がいにより、行動上著しい困難を有する、常時介護を要する人も対象となりました。

現在、利用者はいませんが、サービス提供事業者の人材確保やサービスの周知が必要となります。

サービス提供事業所に対して、人材の確保および質の高いサービスを提供できるよう働きかけていきます。

③ 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動を支援します。

今後の方策としては、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のサービスであるため、今後、介護保険と併給で利用する65歳以上の視覚障がいのある人が増加することも予想されます。サービスに関する周知を行うとともに、障がいの状態に適切に対応できるサービス提供事業所の確保に努めます。

④ 行動援護

自己判断能力が制限されている知的障がい者等及び精神障がい者等が、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、移動中の介護等を行い、障がい者等が地域社会で自立できるよう支援します。

今後の方策としては、行動援護については、地域生活支援事業の移動支援事業を代替的に利用する利用者が多いと考えられることや、事業所が少ないことが、利用者が増えない理由と考えられます。

サービス対象者に制度の周知を進めながら、移動支援事業等の他のサービスとの調整を図り、支給決定を行うとともに、サービス提供事業所の確保に努めます。

⑤ 重度障害者等包括支援

常時介護の必要性が著しく高い重度の障がい者等に対して、障がい者等の心身の状態、介護者の状況、居住の状況等を総合的に勘案して個別に自立支援計画を作成し、その計画に基づき障害福祉サービスを複数組み合わせることで包括的に提供することにより、身近な地域での生活を可能にできるよう支援します。

今後の方策としては、重度障害者等包括支援については、サービス提供事業所の確保が課題です。

現在、利用者はいませんが、サービスの利用が進まない要因を分析することや、このサービスについて情報収集をすることなどを検討します。

【第4期見込量、実績値、達成率・第5期見込量】

(単位：時間/月、人/月)

区 分		第4期利用実績 (29年度は実績見込)			第5期見込量			
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等 包括支援	見 込 量	利用量	525	556	583	750	800	910
		利用者数	33	36	39	65	68	72
	実 績 値	利用量	567	601	670			
		利用者数	58	59	62			
	達 成 率	利用量	108.0%	108.1%	114.9%			
		利用者数	175.8%	163.9%	159.0%			

2. 日中活動系サービス

(1) 生活介護

このサービスは、常時介護が必要な障がい者に対して、昼間、施設において、入浴、排せつ、食事の介護や日常生活上の支援を行うとともに、軽作業等の生産活動や創作的活動の機会を提供することにより、障がい者の身体能力、日常生活能力の維持・向上を図るものです。

利用者のニーズは高く、今後も増加傾向にあり、各年度2人ずつの増加を見込んでいます。

現在郡内外の事業所で受け入れを実施していますが、更に、サービス供給量の確保に取り組んでいく必要があります。

今後の方策としては、地域生活を支えるためにも、今後も利用者が希望するサービスを安定して提供できるようサービス提供事業所の拡充に努めます。

【第4期見込量、実績値、達成率・第5期見込量】

(単位：人日/月、人/月)

区 分			第4期利用実績 (29年度は実績見込)			第5期見込量		
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
生活介護	見込量	利用量	3,151	3,245	3,342	3,272	3,310	3,348
		利用者数	175	180	185	173	175	177
	実績値	利用量	3,328	3,145	3,234			
		利用者数	167	168	171			
	達成率	利用量	105.6%	96.9%	96.8%			
		利用者数	95.4%	93.3%	92.4%			

(2) 自立訓練（機能訓練）

このサービスは、地域において自立した生活を送るために、身体機能・生活能力の維持・向上が必要な身体障がい者に対して、一定期間、理学療法*や作業療法*等の身体的リハビリテーション、歩行訓練、コミュニケーションや家事等の訓練、日常生活上の相談支援、就労移行支援事業所等の関係サービス機関との連携調整等を行い、地域生活への移行に向けた支援を行うものです。

このサービスを提供できる事業所は、県内に1箇所しかいないため、大幅な増加は見込めず、各年度1人ずつの見込数値を設定しています。

今後の方策としては、サービス利用希望に適切に対応できるよう、サービス提供事業所の確保が課題です。

現在、利用者はいませんが、適切にサービスが提供できるよう事業所との連携に努めます。

【第4期見込量、実績値、達成率・第5期見込量】

(単位：人日/月、人/月)

区 分		第4期利用実績 (29年度は実績見込)			第5期見込量			
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
自立訓練 (機能訓練)	見込量	利用量	10	10	10	10	10	10
		利用者数	1	1	1	1	1	1
	実績値	利用量	13	0	0			
		利用者数	1	0	0			
	達成率	利用量	130.0%	0.0%	0.0%			
		利用者数	100.0%	0.0%	0.0%			

(3) 自立訓練（生活訓練）

このサービスは、地域において自立した生活を送るために、生活能力の維持・向上が必要な知的障がい者または精神障がい者に対して、一定期間、日常生活能力を向上させるための訓練、日常生活上の相談支援、就労移行支援事業所等の関係サービス機関との連携調整等を行い、地域生活への移行に向けた支援を行うものです。

今後の入所施設・病院からの通所・退院者や特別支援学校からの卒業者等の地域生活への円滑な移行や地域生活の維持のためには不可欠な事業ですが、郡内にはサービスを提供する事業所はなく、利用実績もほとんどないことから、各年度1人ずつの見込数値を設定しています。

今後の方策としては、サービスの利用希望が生じたときに適切に提供できるようサービス提供事業所の確保が課題です。

現在、利用者はいませんが、今後もサービス提供事業所の確保に努めます。

【第4期見込量、実績値、達成率・第5期見込量】

(単位：人日/月、人/月)

区 分			第4期利用実績 (29年度は実績見込)			第5期見込量		
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
自立訓練 (生活訓練)	見 込 量	利用量	87	87	106	22	22	22
		利用者数	4	4	5	1	1	1
	実 績 値	利用量	0	3	0			
		利用者数	0	0	0			
	達 成 率	利用量	0.0%	3.4%	0.0%			
		利用者数	0.0%	0.0%	0.0%			

(4) 就労移行支援

このサービスは、一般企業等への就労を希望する障がい者に対して、事業所内や企業において生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行い、一般企業等への就労に結びつくよう支援を行うものです。

障がい者の自立の面からも必要な事業ですが、郡内の事業所が少ないため、郡外を含めた利用調整が必要となります。地域生活への移行の推進にともない増加が見込まれ、各年度2人増で見込数値を設定しています。

今後の方策としては、今後の特別支援学校卒業生や地域移行推進による利用希望者の増加に対応するため、サービス提供事業所と連携して、定員の増加を図るなど、提供体制の確保に努めます。

【第4期見込量、実績値、達成率・第5期見込量】

(単位：人日/月、人/月)

区 分		第4期利用実績 (29年度は実績見込)			第5期見込量			
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
就労移行支援	見込量	利用量	400	500	600	265	283	301
		利用者数	20	25	30	16	18	20
	実績値	利用量	325	271	265			
		利用者数	18	16	16			
	達成率	利用量	81.3%	54.2%	44.2%			
		利用者数	90.0%	64.0%	53.3%			

(5) 就労継続支援（A型）（雇用型）

このサービスは、一般企業等に雇用されることが困難な障がい者に対して、事業所において雇用契約に基づく生産活動やその他の活動機会を提供し、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合には、一般就労への移行に向けた支援を行うものです。

このサービスを行う事業所は郡内に2箇所しかいないため、郡外での利用が増加しています。今後も就労を希望する利用者の増加が見込まれるため、各年度3人増で見込数値を設定しています。

今後の方策としては、潜在的なニーズはあるものと推察されますが、サービス提供事業所が少ないことなどが課題となっています。

今後、サービス利用者の増加に対応するため、サービス提供事業所、関係機関との連携・調整を図ります。

【第4期見込量、実績値、達成率・第5期見込量】

（単位：人日/月、人/月）

区 分			第4期利用実績 (29年度は実績見込)			第5期見込量		
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
就労継続支援 (A型)	見 込 量	利用量	60	60	80	584	638	692
		利用者数	3	3	4	33	36	39
	実 績 値	利用量	302	420	530			
		利用者数	17	24	30			
	達 成 率	利用量	503.3%	700.0%	662.5%			
		利用者数	566.7%	800.0%	750.0%			

(6) 就労継続支援（B型）（非雇用型）

このサービスは、就労移行支援事業等を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかなかった障がい者や一定年齢に達している障がい者などに対して、就労の機会や生産活動の機会を提供し、知識・能力が高まった障がい者については、段階的に就労への移行に向けた支援を行うものです。

利用者については年々増加傾向にあります。利用者のニーズは高く、新規の利用者の増加とともに、利用が長期化する傾向がみられます。郡内の事業所はほぼ満員の状態ですが、利用者が年々増加傾向にあり、今後は、各年度7人増で見込数値を設定しています。

今後の方策としては、今後の特別支援学校卒業生などによる利用者の増加に対応するため、サービス提供事業所に対して、新規参入や利用定員の増加を働きかけていきます。

【第4期見込量、実績値、達成率・第5期見込量】

（単位：人日/月、人/月）

区 分		第4期利用実績 (29年度は実績見込)			第5期見込量			
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
就労継続支援 (B型)	見 込 量	利用量	2,176	2,210	2,244	2,660	2,779	2,898
		利用者数	128	130	132	152	159	166
	実 績 値	利用量	2,420	2,438	2,541			
		利用者数	131	138	145			
	達 成 率	利用量	111.2%	110.3%	113.2%			
		利用者数	102.3%	106.2%	109.8%			

(7) 就労定着支援

このサービスは、就労移行支援等を利用し一般企業等に就労した方に、就労定着支援事業所の方が職場・家族・関係機関への連絡調整を行ったり、職場や自宅に訪問し、生活リズムや体調等の指導や助言等を行ったりすることで、環境の変化に適応できるよう支援を行うものです。

平成30年度からの新しいサービスです。見込量については、生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援の過去の実績を踏まえて一般就労に移行した人数を勘案して見込数値を設定しています。

【第5期見込量】

(単位：人日/月、人/月)

区 分			第4期利用実績 (29年度は実績見込)			第5期見込量		
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
就労定着支援	見 込 量	利用量				12	16	20
		利用者数				3	4	5

(8) 療養介護

このサービスは、医療及び常時の介護を必要とする障がい者等に対して、医療機関において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的介護、及び日常生活の世話をを行い、身体能力、日常生活能力の維持・向上を図り、障がい者の社会参加の支援を行うものです。

今後の方策としては、該当となる対象施設は重症心身障害児施設、指定医療機関等であり、医療および介護が必要となった場合に、このサービスを利用することとなります。児童福祉法等の改正に伴い、平成24年度からは、18歳以上の重症心身障害児施設等の入所者も療養介護の対象となり、平成29年度は、月6人の利用がありました。今後も施設及び医療機関と連携し、適切なサービスの提供に努めます。

【第4期見込量、実績値、達成率・第5期見込量】

(単位：人/月)

区 分			第4期利用実績 (29年度は実績見込)			第5期見込量		
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
療養介護	見込量	利用者数	7	7	9	6	7	7
	実績値	利用者数	4	4	6			
	達成率	利用者数	57.1%	57.1%	66.7%			

(9) 短期入所（ショートステイ）

このサービスは、障がい者等の家庭における介護が、家族の急病や冠婚葬祭などで一時的に困難になった場合、障がい者等を施設などへ短期間入所させ、入浴・排せつ・食事の介護等必要な支援を行うものです。

今後、地域生活への移行の推進とともに、介護者の負担軽減や緊急時の対応を図ることが必要となることから利用者の増加が見込まれますが、郡内で利用できる施設が少ない状況です。今後は、各年度2人増で見込数値を設定しています。

今後の方策としては、本サービスの利用意向は高いことから、利用支援を行うとともに、施設との連携、調整に努めます。今後は、サービス提供事業所の定員の増加を促進するとともに、指定施設との連絡調整を密にし、緊急時の対応ができるよう努めます。

【第4期見込量、実績値、達成率・第5期見込量】

（単位：人日/月、人/月）

区 分			第4期利用実績 (29年度は実績見込)			第5期見込量		
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
短期入所	見込量	利用量	139	154	170	172	184	196
		利用者数	25	28	31	33	35	37
	実績値	利用量	163	126	160			
		利用者数	27	24	31			
	達成率	利用量	117.3%	81.8%	94.1%			
		利用者数	108.0%	85.7%	100.0%			

3. 居住系サービス

(1) 共同生活援助（グループホーム）

このサービス対象者は、今後、施設・病院等から地域生活への移行の推進により増加が見込まれ、また、地域生活を支援していくために不可欠なサービスです。

市内のグループホームは4箇所で常に満員の状態にあり、市外のグループホームに入居する方が増加しています。見込量については、これまでの利用実績と地域生活移行者の推進を踏まえ数値を設定しています。

就労しているまたは就労継続支援等の日中活動を利用している知的障がい者または精神障がい者に対し、家事等の日常生活上の支援や日常生活の相談支援、日中活動における事業所等の関係機関との連絡調整を行うことで、身近な地域において自立した日常生活を送ることができるよう支援します。

精神障がいのある人等の退院促進・地域移行を進めていくためにも、サービス提供事業所の増加が期待されます。地域生活への移行がスムーズに進められるよう、サービス提供事業所との連携に努めます。

今後の方策としては、障がいのある人等が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、新規のグループホームの開設について、関係機関などと検討しながら、事業者等に働きかけていきます。

【第4期見込量、実績値、達成率・第5期見込量】

(単位：人/月)

区 分		第4期利用実績 (29年度は実績見込)			第5期見込量			
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
共同生活援助	見込量	利用者数	49	52	54	64	66	68
	実績値	利用者数	51	53	60			
	達成率	利用者数	104.1%	101.9%	111.1%			

(2) 施設入所支援

このサービスは、夜間において介護が必要な障がい者や生活介護または自立訓練若しくは就労移行支援を利用している通所が困難な障がい者に対して、居住の場を提供するとともに、入浴、排せつ、食事の介護や日常生活上の相談支援等を行い、安定して日常生活が営めるよう支援を行うものです。

見込量については、実績をもとに施設入所から地域生活への移行の目標値を考慮し、見込数値を設定しています。

今後の方策としては、施設入所が必要な障がいのある人のニーズを把握し、適切な施設との連携および入所調整を進めるとともに、地域での生活が可能な人については、その移行を支援します。

なお、目標値として、施設入所数の削減を掲げていることから、入所定員の増加は見込めないため、入所者の地域移行の促進を図り、定員に空きが出たところへニーズのある障がい者を入所させる対応が想定されます。

【第4期見込量、実績値、達成率・第5期見込量】

(単位：人/月)

区 分			第4期利用実績 (29年度は実績見込)			第5期見込量		
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
施設入所支援	見込量	利用者数	78	75	73	76	75	74
	実績値	利用者数	75	74	77			
	達成率	利用者数	96.2%	98.7%	105.5%			

(3) 自立生活援助

このサービスは、障がい者本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定期間にわたり定期的な巡回訪問や食事や掃除、地域住民との関係性の確認等を行うものです。また、定期的な訪問以外に、電話やメール等で随時相談を行えるものです。

平成30年度からの新しいサービスです。見込量については、施設入所支援や共同生活援助からの単身生活への移行者数の実績及び地域移行支援や地域定着支援の利用者数を勘案して見込数値を設定しています。

【第5期見込量】

(単位：人/月)

区 分			第4期利用実績 (29年度は実績見込)			第5期見込量		
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
自立生活援助	見込量	利用者数				1	2	3

4. 相談支援サービス

(1) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

計画相談支援は、主に、自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難な障がい者等を対象に、サービスの利用プラン作成や総合的相談を行うものです。平成27年度以降も障害福祉サービス利用者や地域相談支援利用者すべてに提供できるよう、支援相談員数の増加見込みを考慮しながら計画的に進めていきます。

また、地域移行支援は、障害者支援施設に入所している障がい者や精神科に入院している精神障がい者に対し、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談・障害福祉サービス事業所等への同行支援等を行います。

地域定着支援は、単身者あるいは家庭の状況により同居している家族に支援を受けられない障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問、緊急対応等を行います。

【第4期見込量、実績値、達成率・第5期見込量】

(単位：人/月)

区 分			第4期利用実績 (29年度は実績見込)			第5期見込量		
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画相談支援	見込量	利用者数	39	40	40	60	65	70
	実績値	利用者数	60	55	60			
	達成率	利用者数	153.8%	137.5%	150.0%			
地域移行支援	見込量	利用者数	4	5	6	1	2	3
	実績値	利用者数	0	0	0			
	達成率	利用者数	0.0%	0.0%	0.0%			
地域定着支援	見込量	利用者数	8	9	10	4	5	6
	実績値	利用者数	1	2	4			
	達成率	利用者数	12.5%	22.2%	40.0%			

5. 自立支援医療

(1) 自立支援医療

自立支援医療である更生医療、育成医療、精神通院医療では、対象となる障がい者に対して、心身の障がいの状態を軽減し、自立した日常生活または社会生活を営むことができるように医療費の給付を行います。

指定の医療機関で医療を受けた場合、原則として医療費の1割と入院時の食費が自己負担となりますが、低所得世帯や病状が「重度かつ継続」となる方については、所得に応じた月額負担上限額も設けて、障がい者に対する適正医療の普及に努めます。

なお、精神通院医療については、県が実施主体となっています。

【第4期見込量、実績値、達成率・第5期見込量】

(単位：件/月)

区 分			第4期利用実績 (29年度は実績見込)			第5期見込量		
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
更生医療	見込量	利用者数	290	295	300	320	330	340
	実績値	利用者数	282	299	310			
	達成率	利用者数	97.2%	101.4%	103.3%			
育成医療	見込量	利用者数	63	65	67	45	45	45
	実績値	利用者数	52	37	40			
	達成率	利用者数	82.5%	56.9%	59.7%			

6. 補装具

(1) 補装具

平成18年から現物給付から補装具費の支給に変更となり、原則1割が自己負担となりましたが、所得に応じて一定の負担上限が設けられています。

補装具は、身体の欠損または失われた身体機能を補完、代替するもの、かつ長期間にわたり継続して使用されるもので、それぞれの障がい者に対応して設計、加工するものであるため、購入・修理の際には、今後も障がいに適合した補装具の支給に努めます。

【第4期見込量、実績値、達成率・第5期見込量】

(単位：人)

区 分			第4期利用実績 (29年度は実績見込)			第5期見込量		
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
補装具	見込量	利用者数	160	168	176	146	150	154
	実績値	利用者数	102	155	137			
	達成率	利用者数	63.8%	92.3%	77.8%			

7. 障害児通所支援

(1) 児童発達支援

地域の障がい児が通所により、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行うものです。

就学前の児童に対する療育の重要性から、利用ニーズが増加しており、市内でサービスを提供する事業所数も、平成26年度末の2事業所から、平成29年度は7事業所(内1事業所は休止中)に増加しています。平成30年度以降は、各年度5人増で見込数値を設定しています。

今後の方策としては、児童発達支援事業を実施する事業者により、新たな事業所が増加してきたため、潜在的なニーズが満たされていると推測されます。今後は、サービス提供事業所に対して、より質の高いサービスを提供できるよう働きかけていきます。

【第4期見込量、実績値、達成率・第5期見込量】

(単位：人日/月、人/月)

区 分			第4期利用実績 (29年度は実績見込)			第5期見込量		
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
児童発達支援	見込量	利用量	170	183	190	400	430	460
		利用者数	25	27	28	63	68	73
	実績値	利用量	276	274	370			
		利用者数	37	37	51			
	達成率	利用量	162.4%	149.7%	194.7%			
		利用者数	148.0%	137.0%	182.1%			

(2) 医療型児童発達支援

地域の障がい児が通所により、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療を行うものです。

利用者については、現時点で増加に見込みはありませんが、平成32年度に3人を見込数値として設定しています。

今後の方策としては、利用希望があった場合は、サービスを提供する医療機関の情報提供などを行い、医学的管理のもとで必要な療育を受けられるよう支援していきます。

【第4期見込量、実績値、達成率・第5期見込量】

(単位：人日/月、人/月)

区 分			第4期利用実績 (29年度は実績見込)			第5期見込量		
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
医療型 児童発達支援	見 込 量	利用量	20	30	30	20	20	30
		利用者数	2	3	3	2	2	3
	実 績 値	利用量	0	18	20			
		利用者数	0	2	2			
	達 成 率	利用量	0.0%	60.0%	66.7%			
		利用者数	0.0%	66.7%	66.7%			

(3) 放課後等デイサービス

学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。

就学児の放課後や休暇期間中の居場所として、極めてニーズが高く、近年、利用者が急増しているサービスです。これに合わせて、市内でサービスを提供する事業所数も、平成26年度末の2事業所から、平成29年度は9事業所に増加しています。今後も利用者は増加すると見込んでいますが、潜在的ニーズが安定し、児童数が減少することを勘案し、平成32年度で利用者144人を見込数値として設定しています。

今後の方策としては、放課後等デイサービス事業を実施する事業者により、新たな事業所が増加していますが、まだ潜在的なニーズは存在すると推測されます。

このサービスには、障がいのある児童を介護する親・家族などのレスパイトケア（家族等に代わり一時的にケアを代替することで、日々の疲れ等をリフレッシュしてもらう家族支援サービス）としての役割もあることから、利用量の増加が見込まれます。

今後は、サービス提供事業所に対して、より質の高いサービスを提供できるよう働きかけていきます。

【第4期見込量、実績値、達成率・第5期見込量】

(単位：人日/月、人/月)

区 分		第4期利用実績 (29年度は実績見込)			第5期見込量			
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
放課後等デイ サービス	見 込 量	利用量	75	75	90	1,980	2,160	2,160
		利用者数	25	25	30	132	144	144
	実 績 値	利用量	117	888	1,406			
		利用者数	25	79	120			
	達 成 率	利用量	156.0%	1184.0%	1562.2%			
		利用者数	100.0%	316.0%	400.0%			

(4) 保育所等訪問支援

保育所等を現在利用中の障がい児、又は今後利用する予定の障がい児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、「保育所等訪問支援」を提供することにより、保育所等の安定した利用を促進します。

現在、郡内にサービスを提供する事業者はありませんが、過去の利用実績と平成32年度までに全ての市町村で保育所等訪問支援が利用できるようにする目標を考慮し、平成32年度に利用者3人を見込数値として設定しています。

今後の方策としては、サービスを提供する事業者の確保などが課題となります。利用希望があった場合は、保護者等の希望を踏まえ、個別支援計画を作成し、障がいのある児童が集団の中で、より過ごしやすくなるための支援が行われるよう、訪問先施設との連携を図っていきます。平成32年度までに、児童発達支援センターの設置とあわせて、市内への事業所設置を検討していきます。

【第4期見込量、実績値、達成率・第5期見込量】

(単位：人日/月、人/月)

区 分			第4期利用実績 (29年度は実績見込)			第5期見込量		
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
保育所等訪問 支援	見 込 量	利用量	1	2	3	2	2	3
		利用者数	1	2	3	2	2	3
	実 績 値	利用量	0	0	1			
		利用者数	0	0	2			
	達 成 率	利用量	0.0%	0.0%	33.3%			
		利用者数	0.0%	0.0%	66.7%			

8. 居宅訪問型児童発達支援

(1) 居宅訪問型児童発達支援

障がい児支援については、一般的には複数の児童が集まる通所による支援が成長にとって望ましいと考えられていたため、これまで通所支援の充実を図ってきましたが、現状では、重度の障がい等のために外出が著しく困難な障がい児が発達支援を受けられませんでした。このため、重度の障がい等の状態にある障がい児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスが新たに創設されました。

平成30年度からの新しいサービスです。見込量につきましては、重度の障がい児であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが困難な障がい児を訪問看護等の利用者数から勘案し、平成32年度に利用者4人を見込数値として設定しています。

【第5期見込量】

(単位：人日/月、人/月)

区 分			第4期利用実績 (29年度は実績見込)			第5期見込量		
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
居宅訪問型児童発達支援	見込量	利用量				24	24	32
		利用者数				3	3	4

9. 障害児相談支援

(1) 障害児相談支援

障害児支援利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がい児の自立した生活を支え、障がい児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメント*によりきめ細かな支援を行うものです。

障害児通所支援の利用者の急増にともない、障害児支援利用計画が必要になるため、利用者も増加しています。今後も増加が見込まれるため、各年度5人増で見込数値を設定しています。

【第4期見込量、実績値、達成率・第5期見込量】

(単位：人/月)

区 分		第4期利用実績 (29年度は実績見込)			第5期見込量			
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
障害児相談支援	見込量	利用者数	5	5	5	55	60	65
	実績値	利用者数	4	44	50			
	達成率	利用者数	80.0%	880.0%	1000.0%			

(2) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター*の配置人数

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターは、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場等に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行い、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担っています。国の基本指針においては、医療的ケア児のための関係機関の協議の場を平成30年度中に各市町村に設置することになっており、コーディネーターについては、平成30年度に県の実施する養成研修を終了した者を、平成31年度から1人配置する見込みとしています。

【第5期見込量】

(単位：人/月)

区 分			第4期利用実績 (29年度は実績見込)			第5期見込量		
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
コーディネーター配置人数	見込量	配置人数				0	1	1

第3節 地域生活支援事業の見込量と今後の取組

第3章、第2節で示した障害福祉サービス等の体系（44ページ）に基づき、地域支援事業の見込量と今後の取組を定めます。

1. 地域生活支援事業

（1）理解促進研修・啓発事業

障がいのある方に対する理解を深めるための催し物の開催、啓発活動などを行います。

- ・広報もおか、ウイークリーニュースもおかなどでの啓発記事の掲載
- ・「障害者週間^{*}」12月3日～9日

（2）自発的活動支援事業

障がいのある方、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動を支援します。

（3）相談支援事業

障がい者や家族等の相談に対する支援体制の充実を図るため、芳賀地区市町が共同で平成18年度に芳賀地区障害児者相談支援センターを設置しました。平成28年度からは、利用者の利便性の向上を図るため、真岡市障害児者相談支援センターを設置し、芳賀郡4町の相談支援センターと連携して支援にあたっています。

今後も、障がい者の自立と社会参加の促進のため、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用、情報提供等の実施に必要な相談支援活動の拠点として、真岡市障害児者相談支援センターの機能充実を図り、利用者のニーズに適切に対応できるよう努めるとともに、地域の相談支援体制の中核となる基幹相談支援センターへの移行を推進します。

【第4期見込量、実績値、達成率・第5期見込量】

(単位：件)

区 分		第4期利用実績 (29年度は実績見込)			第5期見込量		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
相談支援事業	見込量	1,100	1,200	1,400	630	660	690
	実績値	1,768	399	596			
	達成率	160.7%	33.3%	42.6%			

※平成28年度の真岡市障害児者相談支援センターの設置に合わせて相談支援件数の数え方について整理しました。

(4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業は、障害福祉サービスの利用などの観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者または精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援する事業です。今後、この事業を通してこれらの障がい者の権利擁護*を図るよう努力します。

【第4期見込量、実績値、達成率・第5期見込量】

(単位：人)

区 分		第4期利用実績 (29年度は実績見込)			第5期見込量		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
成年後見制度利用支援事業	見込量	1	2	3	2	3	4
	実績値	1	2	1			
	達成率	100.0%	100.0%	33.3%			

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ります。

(6) 意思疎通支援事業（手話通訳等）

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がい者を対象に、手話通訳者や要約筆記※奉仕員を派遣する事業を実施します。

情報の取得が困難な人が、日常生活の中での確に情報提供を受けられるよう、とちぎ視聴覚障害者情報センターに委託するなど、障がい者のニーズに応じた手話通訳者や要約筆記奉仕員の確保に努め、事業の充実に努めます。

手話を用いて聴覚障がいのある人とのコミュニケーションを図る手話通訳者を配置する手話通訳者設置事業については、月2回（毎月第2火曜日と第4水曜日の午前中）、市社会福祉課に手話通訳者を配置しています。

【第4期見込量、実績値、達成率・第5期見込量】

（単位：人）

区 分		第4期利用実績 (29年度は実績見込)			第5期見込量		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
手話通訳者・要約筆記 派遣事業	見込量	16	17	18	13	14	15
	実績値	9	8	12			
	達成率	56.3%	47.1%	66.7%			
手話通訳者設置事業	見込量	37	38	38	44	48	52
	実績値	29	32	40			
	達成率	78.4%	84.2%	105.3%			

(7) 日常生活用具給付事業

障がい者に対して、自立生活支援用具等6種類の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、障がい者の自立した生活と社会参加を支援します。

今後も、障がい者の多様化するニーズに対応した用具の提供ができるよう、情報収集や制度の周知に努めるなど、事業の充実に努めます。

【第4期見込量、実績値、達成率・第5期見込量】

(単位：件/年)

区 分		第4期利用実績 (29年度は実績見込)			第5期見込量			
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
日常生活用具給付事業	介護訓練支援用具	見 込 量	11	11	12	5	5	5
	自立生活支援用具		8	9	10	10	11	12
	在宅療養等支援用具		10	11	12	8	8	8
	情報・意思疎通支援用具		11	12	13	12	13	14
	排泄管理支援用具		1,255	1,260	1,265	1,470	1,500	1,530
	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)		2	2	2	1	1	1
	計		1,297	1,305	1,314	1,506	1,538	1,570
	介護訓練支援用具	実 績 値	5	5	5			
	自立生活支援用具		11	7	9			
	在宅療養等支援用具		7	8	8			
	情報・意思疎通支援用具		13	10	11			
	排泄管理支援用具		1,223	1,413	1,440			
	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)		0	1	1			
	計		1,259	1,444	1,474			
	介護訓練支援用具	達 成 率	45.5%	45.5%	41.7%			
	自立生活支援用具		137.5%	77.8%	90.0%			
	在宅療養等支援用具		70.0%	72.7%	66.7%			
	情報・意思疎通支援用具		118.2%	83.3%	84.6%			
	排泄管理支援用具		97.5%	112.1%	113.8%			
	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)		0.0%	50.0%	50.0%			
	計		97.1%	110.7%	112.2%			

(8) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある方との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を引き続き行っていきます。

(9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等に対して、外出のための支援を行い、自立した生活や社会参加を促進していきます。

移動支援の形態としてはマンツーマンによる個別支援型と複数の障がい者を同時に支援するグループ支援型があります。

今後、障がいのある人が、社会の様々な分野により積極的に参画し、生きがいをもって生活できるよう、事業の充実に努めます。

【第4期見込量、実績値、達成率・第5期見込量】

(単位：人、時間)

区 分			第4期利用実績 (29年度は実績見込)			第5期見込量		
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
移動支援事業	見込量	利用者数	47	48	49	52	55	58
		時間数	1,768	1,838	1,911	2,900	2,950	3,000
	実績値	利用者数	41	45	48			
		時間数	2,732	3,376	2,843			
	達成率	利用者数	87.2%	93.8%	98.0%			
		時間数	154.5%	183.7%	148.8%			

(10) 地域活動支援センター

障がい者の通所により、創作的活動の機会を提供するとともに社会参加及び交流の促進を図り、障がい者の自立に向けた取組を推進します。

障がい者の創作的活動の機会を提供するため、県に届出をした事業者に委託し、潜在的な障がい者のニーズに対応できるよう更なる充実に努めます。

【第4期見込量、実績値、達成率・第5期見込量】

(単位：箇所、人/月)

区 分			第4期利用実績 (29年度は実績見込)			第5期見込量		
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
地域活動支援 センター (自市町分)	見 込 量	箇所数	1	1	1	1	1	1
		利用者数	10	12	14	10	12	14
	実 績 値	箇所数	1	1	1			
		利用者数	9	9	9			
	達 成 率	箇所数	100.0%	100.0%	100.0%			
		利用者数	90.0%	75.0%	64.3%			
地域活動支援 センター (他市町分)	見 込 量	箇所数	1	1	1	1	1	1
		利用者数	24	26	27	24	24	24
	実 績 値	箇所数	1	1	1			
		利用者数	24	23	23			
	達 成 率	箇所数	100.0%	100.0%	100.0%			
		利用者数	100.0%	88.5%	85.2%			

(11) その他の事業

① 日中一時支援事業

障がい者等に対して日中の活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息や負担の軽減を図るとともに、障がい者等の社会適応訓練等の支援を行います。

今後、さらに利用者数の増加が見込まれるため、障がい者等のニーズに適切に対応できるように努めます。

② 福祉ホーム

家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障がい者を対象として、低額な料金で居室その他の設備を提供し、障がい者の地域生活を支援するため、県に届出をした事業者へ委託し、障がい者が地域で自立した生活ができるよう努めます。

③ 自動車運転免許取得費用の助成

身体障がい者が、就労等社会参加のために、公安委員会の指定する自動車教習所等で自動車運転免許を取得する場合、取得に要した費用の一部を助成する事業の推進に努めます。

④ 自動車改造費用の助成

重度の身体障がい者が、就労等社会参加のために自ら運転する自動車のハンドル、ブレーキ、アクセルなどを改造する場合、改造に要した費用の一部を助成する事業の推進に努めます。

⑤ 生活サポート事業

介護給付支給決定者以外の障がい者について、日常生活に関する支援や家事に対する必要な支援を行うことにより、障がい者の地域での自立した生活を推進します。今後、利用者への支援の必要性の変化に応じたサービス提供を行い、自立生活の助長に努めます。

⑥ 訪問入浴サービス事業

訪問による居宅においての入浴サービスを事業者へ委託し、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持などの支援を行います。

今後、潜在的なニーズが見込まれることから、制度の周知等に努めます。

⑦ 居室確保事業

緊急一時的宿泊や地域での一人暮らしに向けた体験的宿泊を提供するための居室の確保に努めます。

【第4期実績値・第5期見込量】

(単位：箇所、人)

区 分		第4期利用実績 (29年度は実績見込)			第5期見込量		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
日中一時支援事業	箇所数	16	18	19	20	21	22
	利用者数	114	103	109	115	120	128
福祉ホーム	箇所数	2	1	1	1	1	1
	利用者数	4	1	1	1	1	1
自動車運転免許取得費用の助成	利用者数	0	1	1	1	1	1
自動車改造費用の助成	利用者数	2	1	1	1	1	1
生活サポート事業	箇所数	0	1	0	1	1	1
	利用者数	0	1	0	1	1	1
訪問入浴サービス事業	箇所数	3	2	2	2	2	2
	利用者数	4	1	2	2	3	3
居室確保事業	箇所数				4	4	4
	利用者数				1	1	1

